

新潟県埋蔵文化財センター規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第22号**

新潟県埋蔵文化財センター規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県埋蔵文化財センター条例（平成8年新潟県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

**第2条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) センターの施設及びセンターが所蔵する資料（以下「資料」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(資料の貸出し等)

**第3条** 知事は、学術研究その他の目的のために資料を利用しようとする者に対し、当該資料の貸出し等を行うことができる。

(指定管理者による管理)

**第4条** 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の申請)

**第5条** 条例第9条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) センターの管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の細則)

**第6条** 条例及びこの規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事がセンターの管理を行う場合は知事が、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**別記様式（第5条関係）**

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

新潟県埋蔵文化財センターの指定管理者の指定を受けたいので、新潟県埋蔵文化財センター条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする

ことができる書類

4 その他知事が必要と認める書類